平成２６年（フ）第３５９号
相模原市中央区横山台１丁目２番14号
破産者　有限会社みどり寿司
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第８８号
岐阜県羽島郡笠松町米野163番地１
破産者　株式会社ワールドユニオン
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１０号
岐阜県下呂市金山町祖師野183番地６
破産者　株式会社田口土木
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２７３号
岐阜市茜部寺屋敷１丁目６番
破産者　有限会社ティー・プロ
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３３５号
岐阜市下奈良２丁目35番26号
破産者　澤　　咲子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１号
島根県浜田市長浜町1340番地４
破産者　有限会社大成水産
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第２９号
広島県東広島市西条西本町25番25―301号
破産者　矢津　勇人
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第１４６号
広島県呉市阿賀中央７丁目７番10―104号、商業登記簿上の本店所在地広島県呉市阿賀中央６丁目３番５号
破産者　有限会社畑田新聞舗
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８５１号
名古屋市中村区本陣通３丁目45番地の３　美津乃マンション203号
破産者　長廻　悌子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０７号
千葉県君津市北子安５丁目９番９号
破産者　小山内　紫（旧姓安永）
1　決定年月日　平成27年３月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１７６０号
札幌市東区北39条東21丁目２番57号
破産者　中尾真紀子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１８７１号
札幌市中央区宮ケ丘１丁目２番28号　ジュエル宮ケ丘203号
破産者　神田　雅裕
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２０１４号
札幌市南区石山１条２丁目10番５号　クレストール石山202号
破産者　岡崎　直美
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５２号
札幌市北区新琴似１条４丁目８番12号　メゾン梅本Ⅲ101号
破産者　長岡　芳征
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１５６号
札幌市中央区宮の森３条７丁目３番21―301号
破産者　守屋　雅三
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１６６号
札幌市東区伏古１条４丁目３番６号
破産者　下田　　導
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２１８８号
札幌市清田区里塚１条４丁目８番４―505号
破産者　菅　　悦子
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２２０号
釧路市芦野５丁目22番21号
破産者　ザンギ魂こと日の丸亭きしがみことがががこと　岸上　　陽
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第４３７号
宮城県多賀城市桜木１丁目３番２号　ロイヤルハイツ102号、開始決定時の住所宮城県多賀城市伝上山３丁目17番18号
破産者　関内　健男
1　決定年月日　平成27年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係